

(53) 前掲『現代日本財政史』第3巻、昭和45年(第2版)、30ページ。

(54) 前掲『九原則と経済安定』序の1~3ページ。

(4) 「経済安定九原則」への対応

政府の対応

単一為替相場の早期設定を目標とする「経済安定九原則」の伝達を受けた吉田内閣は、組閣当初の方針に従って、昭和23年(1948年)12月23日に衆議院を解散した。その日、経済安定本部事務局は、「日本経済の真の安定を期するため 単一為替レートの設定と輸出貿易の振興を目標とし、全国民の耐乏と努力によつて、インフレーションの抑制を図りつつ合理的かつ自主的な経済体勢を確立することに重点をおく」、「⁽¹⁾総合施策大綱案要旨」を取りまとめていた。もっとも、これは「経済安定十原則」および「企業三原則」(あるいは「賃金三原則」)に対応する経済安定施策案であったが、「九原則」の伝達という情勢の展開に対処して、翌24年1月22日、上記「大綱案要旨」を基礎にした「⁽²⁾総合施策大綱要旨」が策定された。

「総合施策大綱要旨」は、「経済安定九原則の趣旨に則り全国民の耐乏と努力によって、日本経済の安定と自立を期するため左の施策を講ずる」として、以下のような方向を示していた。

- イ、輸出入単一の為替相場を設定する。
- ロ、輸出入補助金を交付して価格体系を国際物価にさや寄せする。
- ハ、業種別に標準賃金を設定し、それ以上の賃金支払いは届出制とする。
- ニ、財政収支の実質的均衡をはかり、価格調整費の圧縮、企業特別会計等の独立採算制確立、行政整理を実施する一方、徵税を促進強化する。
- ホ、復興金融金庫の融資は、政府出資と復興金融債券の消化可能な範囲内において設備資金の供給に重点を置く。
- ヘ、一般金融機関の融資についても、資金の重点的効率的使用をいっそう促進する。

ト、食糧の供出制度を再検討するとともに、その配給、消費についてさらに厳重な規制を加える。

チ、優良製品を低成本で生産することを第一義として、生産の増強と企業の合理化を推進する。

リ、輸出最優先の原則に基づき、生産資材割当て制度の改正、貿易金融の円滑化等の施策を講ずる。

大蔵省も、昭和23年12月27日、「経済九原則に関連して各部局の施策すべき事項」を取りまとめた。⁽³⁾また、翌24年1月26日には、「九原則の線に沿い、経済の安定を確立し、一本為替レートを維持するために、眞の意味における均衡財政の確立と相俟って、信用の適確な統制によって、今後の通貨の増発を抑制し、新なるインフレーションを起きないよう措置する」ことを掲げた「信用の統制について」と題する文書を、連合国最高司令部経済科学局長に提出している。⁽⁴⁾その要点は、年度当初に資金需給計画を策定するとともに銀行券最高発行限度を定め、この最高発行限度を堅持するため高率適用制度を強化する一方、融資準則による規制を強化・拡張しようということにあった。この線にそって、2月15日——第3次吉田内閣（藏相池田勇人）成立の前日——に取りまとめられたのが、「九原則に伴う金融政策」⁽⁵⁾であろう。

この「九原則に伴う金融政策」は、まず、「経済安定九原則」の目的は経済の安定に裏付けられた单一為替相場の設定とその維持にあると思われる所以、「これが実施については、インフレの現段階に鑑み、まず通貨増発の阻止を第一義とすべきものと解される」とし、昭和22年～23年中の銀行券増発要因から見て、「眞の意味における均衡財政の確立によって、国庫財政面からするインフレを排除するとともに、復金インフレの抑制及び市中銀行の日銀依存の廃止によって、極力通貨の増発を阻止する必要がある」と記していた。次いで、24年度中の資金需給予想を立て、次のような措置をとるとしていた。

イ、復興金融その他政府関係特殊金融

いわゆる復金インフレを阻止するため、①復興金融金庫の融資決定機構を刷新する、②同金庫の所要資金を復興金融債券の日本銀行引受けにより調達する

ことを認めない、③市中保有の復興金融債券は、政府出資および貸出回収金、利息収入により全額現金償還する、④復興金融金庫の融資は、原則として、一般金融機関からの融資を期待することが困難である基礎産業の設備資金供給に限定する。

農林漁業、住宅、その他の金融で、主として長期にわたるため一般金融機関からの資金供給が困難なものについては、ある程度政府において特別な金融の道を開くが、その所要資金は全額政府出資とする。

ロ、信用の統制

通貨の増発を阻止する一方、貿易の振興や生産増加等のための資金需要にできるだけ応ずることをねらいとして、①融資準則の規制範囲を拡大するとともに、産業資金貸出優先順位表による質的統制に量的統制を加味する、②都市銀行の資金不足と地方銀行の資金余剰を調整するため、預金支払準備制度の導入や高率適用制度の強化を考究する、③日本銀行のあっせん等により貿易手形の割引市場を育成する。

ハ、資本蓄積の増強

資金の供給を確保するため、①通貨不安の一掃、預貯金に対する課税・税務行政の改善、貯蓄運動の強力な展開により預貯金の増強をはかるとともに、②株式・事業債の発行による長期資金調達の奨励および法人税法等の改正により、自己資本の蓄積に努力させる。

ニ、金利政策

企業の合理化、国際競争力の育成および経済の安定のため、物価の引下げをはかるという見地から、金融機関の経営合理化等により金利の早期引下げを実現する。

ホ、法制の整備

以上の諸政策を実施するとともに、預金者の保護をはかる等のため、金融業関係法を整備する必要がある。

「九原則」の伝達を境にして、政府内部の経済安定に関する諸施策案は、明らかに、インフレーションの即時収束を目指すという色彩を濃くした。「経済安定

「九原則」の遂行は、占領国アメリカ政府の単なる指導や勧告ではなく「指令」であり、そのねらいとする目的について政治的に反対する余地はありえなかったうえ、「九原則」遂行の実績いかんによって、対日経済援助も決まるというものであった以上、当然のことであったといえよう。

本行の単一為替相場設定への対応

本行総合企画委員会は、早くも昭和23年8月16日に、単一為替相場設定の日本経済に対する影響について検討を始めていた。当時本行総裁はすでにヤング特別使節団報告の内容を承知していたのではないかと推測されているが、⁽⁶⁾ 8月23日、⁽⁷⁾ 本行内部で「単一為替早期設定の為の金融方策」が取りまとめられた。この文書は、「物価騰貴を抑制し、賃金安定と企業合理化を促進する為、金融の引締めが必要であるが、その目標は購買力の現状維持に置き通貨の増発を抑止する」ことを方針とし、①対政府信用供与を厳しく抑制する、②対民間貸出は月末等の一時的調整を除き原則として行わない、③優遇手形を整理し、高率適用制度を強化する、④市中金融機関の現行融資限度の実行を確保するとともに、融資準則を廃止して⁽⁸⁾ 「融資十原則」を公布する、⑤引き続き金利の高騰を抑制する一方、金利体系の合理化をはかる、ことを掲げていた。

この「金融方策」は、単一為替相場の早期設定を想定した場合の方策案であって、直ちに実際の政策運営に結び付くというものではなかったが、既述の5月19日付「通貨安定と安定実現までのプロセス」と比べると、当然のことながら、通貨安定へのステップは大幅に縮められていた。ただ、設定される為替相場の水準が定かでないため、単に通貨の増発を抑止するというにとどまっていたことは見落とせない。

その後、日本政府に「経済安定九原則」が伝達される直前の12月15日、本行内部においても、単一為替相場設定の時期を24年4月ごろと想定した「単一為替相場設定に伴う総合政策」が作成された。⁽⁹⁾ 同文書は——その表題の示すとおり——財政金融政策のみならず、物価・賃金・産業・為替面に言及している点に特色があったが、為替相場設定の国内経済に及ぼす衝撃をできるだけ緩和することを一

つのねらいとしていたため、掲げられた総合政策もなお厳しさに欠けるところがあったことは否めない。以下はその要点である。

イ、政策の根本

わが国経済の現状から見て、為替相場の設定により国際経済に参加するに当たっては、経済の均衡回復を中心とする積極的安定政策の実施が必要であるが、この政策の拠点として必要最小限度の外国援助を懇請するとともに、政策転換に伴う国内経済への衝撃を緩和するため、許されうる範囲内の国内調整措置を講ずるものとする。

(イ) 積極的政策の根幹

総合政策の根幹は、闇価格と公定価格との開きを解消し、物価体系を合理化して物価を安定させることにある。できる限り物価の直接的・個別的統制を改め、間接的・通貨的統制に重点を置く。

(ロ) 外国の援助

積極的政策の拠点として、賃金安定のための食糧等の輸入、不足原材料の輸入につき外国援助を要請するとともに、次項の国内調整措置に関連して所要の財政援助を懇請する。

(ハ) 国内調整措置

重要輸入品の急激かつ不合理な価格騰貴を緩和するため、所要の輸入補助金を与えるとともに、主要輸出産業を助成するため資金面・資材面の優遇措置を講ずる。多数発生を予想される失業者は財政支出により救済する。

ロ、具体的政策

(イ) 物価政策

直接的価格統制は原則として撤廃するが、主食・鉄・石炭・肥料など、需給の逼迫から価格の高騰が予想される重要物資については価格統制を存続し、闇価格を排除するとともに、単一為替相場の設定を機として根本的な価格改定を行う。

新統制価格の決定に当たっては、単一為替相場を基準にして海外物価と均衡させることを建前とするが、重要基礎物資については、急激な原料コスト

の上昇を緩和するため、要すれば総合対策の効果に応じて段階的に価格を引き上げ、その限度において輸入補助金を交付する。

一般物資については、賃金安定を基礎として通貨金融政策により価格の維持安定をはかり、安定の目標を為替相場維持の線に置く。

(a) 賃金政策

主食配給量の増加、生活必需品の特配等により実質賃金の充実をはかり、これを基礎にして名目賃金を安定させる。今後の政策としては、「賃金三原則」を厳格に実行して賃金を企業採算の許す範囲内にとどめるとともに、一般物価との均衡関係を堅持して物価と賃金の悪循環を断ち切る。

(b) 財政金融対策

① 財政

歳出の縮減をはかり、復興金融金庫に対する出資等も含めて真に收支均衡の健全財政を実現する。価格調整費や終戦処理費の縮小が期待される反面、失業救済費・輸出産業振興費・輸入関係価格補給金等については、十分必要な歳出を計上しなければならないので、アメリカの対日援助による円貨収入をそれらの用途に充てるなどを認めてもらう必要がある。

② 金融

健全金融主義にますます徹底する必要があり、特に賃金・物価の安定は主として金融の引締めにまたねばならない。ただし、単一為替相場の設定に伴う物価の改定により、増大が予想される産業の運転資金需要に適切に対処するため、機動的に金融を調節する必要がある。設備資金の供給は国内の蓄積力と外国援助の範囲内にとどめ、それを超える過大な新規投資はさしあたり控える。

将来維持育成を要する産業で、単一為替相場の設定に伴い一時困難に陥ったものに対する助成的金融や、企業合理化のための資金の供給は、ある程度、復興金融金庫からの融資を考慮する。

(c) 産業対策

企業自体が合理化に努力する必要のあることは当然であるが、政府も総合

的産業政策の観点から、重点産業に対して原材料の確保および資金的優遇を与えるとともに、技術改善の助成等を行い、企業合理化の基盤を確保してやることが必要である。

今後の産業対策の重点を貿易の振興に置き、外商の誘致、邦商の派遣、本邦商社の支店・代理店設置、海外航路の伸長、金融・保険機構の整備、外資の安全保証、国内税法の改正など、輸出入ならびに資本移動等にわたる広範な対策を推進する。為替相場の設定当初、採算困難となる重要輸出産業で将来有望なものに対しては、政府において特別の保護手段を講じ、物資・資金両面にわたる総合的輸出重点政策を強力に遂行する。

(a) 為替政策

① 為替相場の水準

現状では、自力で国際収支の均衡をはかりうるような為替相場の水準を求めるることは不可能であるので、輸出との関係をにらみ合わせて、物価を基礎にして為替相場の水準を定めざるをえないが、物価は賃金と均衡のとれたものでなければならない。しかし、現在の名目賃金水準は物価との均衡関係以上に上昇しているため、均衡を回復するには物価を引き上げるか、賃金を引き下げるしかないが、「為替、物価、賃銀間の均衡関係を樹立するに当って、通貨措置を行わぬ建前に立つ限り、賃銀の引下げは政治的にも経済的に最も困難である」。したがって、賃金を中心にしてこれに物価と為替を均衡させるという方法が最も円滑である。これによると、現在の賃金水準に適合する為替相場は350円～450円となるが、移行過程を円滑にするため若干の円安評価を加えると、400円見当が適当な水準と思われる。

② 為替相場の維持

「徹底的釘付政策」は取らないが、最初から物価の変動につれて為替相場を動かすという安易な考え方は許されない。当面は少なくとも1年間ぐらいは、くぎ付けにするという方針を堅持すべきであり、その限りにおいて、いわゆる安定恐慌は回避すべきでない。

為替相場維持の方法としては、財政・金融政策を中心とする「通貨的統制」により国内物価の安定をはかり、この根本の上に立って為替・貿易管理を行い、漸進的に国際収支の改善を目指すとともに、その間必要やむをえない輸入については外国援助を懇請する。

(イ) 外国援助

総合政策の実施に際しては、①米の3合配給の確保、②外国原料の輸入、③財政援助の3点について外国の援助を必要とするので、アメリカの援助を要請する。

「単一為替設定対策」

翌昭和24年1月6日、さらに「単一為替設定対策」と題する文書が本行内で取りまとめられた。⁽¹⁰⁾ 同年4月までに単一為替相場が設定されるであろうとしていた点は、上述の「単一為替相場設定に伴う総合政策」として変わりなかったが、為替相場の水準を1ドル=300円～350円と想定していた点は見過ごすことができない。このように前回より円高のレートが想定されたのは、財政・金融面で一段と厳しい政策が必要となり、いわゆる安定恐慌の度合いもそれだけ強まると予想されたからであろうと思われるが、ただこの「単一為替設定対策」では、なぜか財政・金融政策という項目は掲げられていない。以下は全文である。

单一為替設定対策 (二四、一、六)

一、想 定

単一為替が次の条件により設定されるものと想定する。

- (1) 設定の時期は三ヶ月以内とする。
- (2) レートの水準は一弗三〇〇円乃至三五〇円とする。
- (3) 重要輸入品は現在の価格水準を維持するものとし、所要補助金は貿易資金特別会計の円貨収入から支出が許される。
- (4) 過渡的には輸出についても或程度の補助金が認められ、その期間は大体六ヶ月と見込む。
- (5) 為替設定に当つて外国援助には特段の発展がないものとする。

二、対 策

対策の根本は通貨の安定にあり、これが為替の維持並に輸出産業の維持発展のための基本条件である。これなくしては輸出の杜絶は必至であり単なる弥縫策を以て糊塗することは出来ない。

通貨安定策としては九原則を励行し、就中健全財政金融と貯銀安定に努力を集中する。

(一) 物価政策

物価政策の根本は貯銀安定と健全財政金融の上に物価安定の基盤を作るにある。

その背景の下に次の措置を探る。

(1) 現在の公定物価には若干の補正を加える必要があるが、物価水準は現在の公定物価の水準を厳に維持する。この水準が一弗三〇〇円の為替との均衡水準であるから、健全財政金融並に闇の取締により極力闇物価の放逐乃至引下を図り、二重価格をこの線で帰一せしめる。差当り全面的物価改訂は行わず、所要の補正をなすに止める。この見地から物価の凹凸を是正し、著しく高いものは可及的これを引下げる。

(2) 物価統制を整理して統制の徹底を図る。

(イ) 国内物資の統制価格は原則としてコスト計算による。但し安定帶物資については現在程度の補助金を継続し、農産物は国内パリティー価格による。物価の国際物価への鞘寄せは急激に行わず、綜合政策の奏効の度に応じて進める。

(ロ) 輸入物資には過渡的に輸入補助金を与え価格の急騰を防ぐ。但しその範囲はガリオア基金による主食、肥料、並にイロア基金による鉄、石炭等影響の大きい基礎物資に限定し、且つその漸減を図る。

(ハ) 物価の合理化は現物価水準を動かし得ない関係上物価面からは困難であるから、貯銀規制を通じてこれを行うものとし、漸進的に資本銷却費の確保を図る。

(3) 総合政策の奏効に伴い物価統制を廃止するものとし、之に応じ物価政策の重点を内外物価の均衡維持に移す。其の間輸入物資については補助金の漸減に努め
〔ママ〕
統制価格の操作により国際物価への接近を図るが、その他一般物資については一時現在のコスト計算に基く公定価格を堅持する。

(二) 貯銀政策

貯銀政策の根本は物価との均衡を恢復し、両者の悪循環を遮断するにある。

(1) 貯銀の安定

一般的に物価との均衡を恢復する迄の間、法令により名目賃銀を現在の水準に釘付する。同時に業種別の凹凸を是正するものとし、著しく高いものはこれを引下げる。

他面実質賃銀の確保に努める。これがため根本的には物価の安定と二重価格の解消に俟たねばならないが、差当り配給を改善増加すると共に闇の撲滅に努め、出来れば更に外国援助を懇請する。

(2)物価賃銀の均衡恢復

現在の賃銀は公定物価に対する均衡水準を上廻つており、資本の消耗乃至企業赤字を惹起しているが、一弗三〇〇円の為替で現在の公定物価水準を堅持するに當つてはこの不均衡を是正することが不可欠である。

從て前記緊急措置としての賃銀釘付と並行して、生産力の向上と人員整理を含む企業合理化により可及的速かに均衡恢復を図らねばならぬ。その際企業に目標を明示することが肝要であつて、差当り半年位の期間内に現在の一五%乃至二〇%の企業合理化（操業度向上又は人員整理）を行うことを目途とすべきである。

(3)産業政策

- (1)一般的には物価賃銀の均衡恢復により企業の合理的運営を可能ならしめ、その上に立つて金融の引締と市場競争の導入により合理化を図らしめる。
- (2)資本投下は各企業のリザーヴによる資本更新を主体とする。新資本の投下は国内蓄積（微税を含む）並に外国援助の範囲内とする。
- (3)特に輸出産業対策として次の措置を探る。
 - (1)資材、資金を通じて輸出産業最優先の原則を確立し、輸出産業用原料の輸入を促進する。
 - (2)特に操業度の恢復について輸出産業に最重点を置くと共に、原料配分と輸出との間に厳格なリンク制を施す。
〔ママ〕
（イ）為替面では過渡的に一定期間内を限り或程度の輸出補助金を与える。
 - （ロ）輸出産業の採算割れは終局的には通貨の安定、二重価格の解消によつてのみ救われる所以あるから、右猶予期間内にこの根本策の推進に全力を傾注する。

(4)為替政策

- (1)単一為替の設定に至る迄は現在の制度をその儘継続する。但し現状に於て可能なる範囲内で価格差の圧縮を図り、且つ弗価格の不合理なものを見直す。

- (2) 単一為替設定後は公定物価水準を中心に本格的な通貨安定を図り、その上に立つて為替管理を厳重に行う。但し重要輸出品中採算不利なものに対しては六ヶ月を限つて輸出補助金を与える。
- (3) 為替の位置は、若し一弗三〇〇円から三五〇円迄の間で選択が許されるとすれば、三五〇円に近い方が政策の実施が容易である。
- (4) 為替の維持については徹底的釘付政策は採らないが、反対に物価変動につれてこれを変更することも厳に戒める必要があり、尠くも半年間位はその釘付を強行する。

三、準備対策

前記諸対策中特に準備期間中に実施すべきものは次の通りである。

- (1) 貨銀の安定は即時且つ最も重点を置いてこれを実施する。
- (2) 統制の徹底を図り公定物価水準を厳に維持する。物価改訂は行わず、所要の補正是可能なるものから直ちに着手する。
- (3) 企業合理化並に操業度向上の目標（前記一五乃至二〇%）を明示してその達成を図る。
- (4) 物資、資金面に亘り輸出優先の体制を確立し、特に重要産業にして採算不利なものに対し重点的に優遇措置を与える。
- (5) 為替面では特別の措置を採らないが、単一為替設定に際して採らるべき経過的救済措置を予告して置く。

上掲の「対策」は、名目賃金を現行水準にくぎ付けして、物価と賃金の悪循環を賃金の面から断ち切る一方、「九原則」に即した健全財政金融を推進して通貨の安定をはかることにより、物価安定の基礎を固め、設定される為替相場を——少なくとも半年ぐらいは——堅持しようというものであったといえよう。しかし、1ドル=300円～350円という為替相場はかなりの円高評価であり、この水準に適合する賃金と物価の均衡関係を確立するには、企業合理化という名のもとでの人員整理と、闇価格を消滅させるに足る財政・金融面の引締め措置が不可欠であったと思われる。財政については、「経済安定九原則」によって財政収支の真の均衡実現という方向付けがなされていたが、健全金融とは何か、「単一為替設定対策」では具体的に示されていなかった。

本行総裁の基本方針

昭和24年2月17日～19日に開かれた本行本支店事務協議会において、本行総裁は大要以下のように述べている。⁽¹¹⁾いわゆるドッジ・ラインが明示される前の段階で、本行がどのような政策姿勢をとろうとしていたかを示すものとして注目されよう。

「経済安定九原則」をどこから始めるべきであるかといえば、まず、一般会計・特別会計を通じて財政の眞の健全化をはからねばならない。インフレーションの最大の根源である財政の健全化なくして、為替相場を設定することは無謀に近い。第2に、物価と賃金の悪循環を断ち切ることである。健全財政も物価の安定なくしては不可能であるが、物価の安定にとっていちばんの障害は賃金の高騰である。賃金は現行水準でストップさせ、今後の賃金引上げは生産増加の範囲内にとどめるだけでなく、資本の蓄積を妨げない程度に抑えなければならない。「国民が出来るだけ耐乏して輸出を振興し資本の蓄積を図るというのが九原則を貫く根本思想である」。

単一為替相場の設定についてはその水準と時期が大きな問題であるが、財政収支の均衡化が決まらないうちは設定できないので、24年度予算の編成後に設定されることになろう。為替相場の水準に関しては、1ドル=330円という「有力な」意見もあるが、今一応考えられているのは350円に近いもので、この水準に決まれば輸出はそう阻害されることはあるまい。

単一為替相場の設定を最終目標にして、「九原則」に基づく総合施策を推し進めることになったので、金融政策も、これまでのよう、総合施策がうまくいかないからその悪影響をできるだけ少なくするという防御的姿勢をとらされることではなく、総合施策の一環として遂行できるようになると思われる。今まで金融は堤防の役割を果たしてきた。水が出てもその根源にメスを入れることはせず、土手を築いて水がはんらんしないようにしてきた。しかし、「九原則」は水源にメスを入れることであるので、これからは水源で水が減ることになるが、その水量に応じて金融を考えていく。換言すれば、「或る意味で金融に積極性を持たせる」ということである。そのような見地から今後の金融政策を進めたい。

第1に、これまであまり重視しなかった銀行券最高発行限度に重きを置く。最高発行限度を画定することは容易ではないけれども、それに代わる良いよりどころもない。総合施策がうまくいくという前提があれば、最高発行限度を比較的正確に決めるができると思われる所以、本行が追加信用として供与しうる金額も概算できるであろう。わが国の実情からいふと、インフレーション収束の末期、または、どうしてもインフレーションが進行するという時期には、中央銀行貸出の増加を全く抑制するような信用割当て政策をとるべきではない。追加信用の総量に枠をはめるけれども弾力性を持たせ、各市中銀行の資力に応じた活動を可能ならしめるように信用を供与していく。そのため、市中銀行がその預金の一定限度以上の本行借入れを要請してくる場合には、担保の種類のいかんを問わず、銀行の利益が生じない程度の高率を一律に課すという方式を、適当な時期に実施したいと考えている。そのねらいは、無理に通貨量を一定にしようという点にあるのではなく、自己資金の範囲内で営業を行わせ、貸出を厳選させることにある。

現在、本行からの借入金が一定限度を超えた時は高率を適用することになっているが、「それは高率を課すという気持で考えないで、日本銀行の公定歩合が低すぎるが、それを今引上げることは安定を金利の面から崩すことになるので、妥当でないから、今日は公定歩合を動かさないで之を補正するのだと考えるべきである。日本銀行と市中銀行の金利が均衡状態にある時、クレディット・エクスパンションを抑える為に高率を課して抑えるのとは異なる。日本銀行の金利が低く過ぎる点に問題がある。高率適用により金利を正常化する意味でやるので、特に高率を課すという不当な誤解を招かぬよう考えてもらいたい」。

輸出振興の趣旨から、一定の条件を備えた貿易手形は本行で再割引することにしたいが、貿易金融については問題がないわけではないので、情勢の推移に応じてさらに変更していくつもりである。長期設備資金の供給も問題であるが、インフレーション収束のためには、復興金融金庫の資金調達に厳重な制限を加える必要があり、同金庫の業務はできるだけ縮小することが望ましい。今後は、復興金融金庫に多くは期待しないと思われる所以、興業債券の発行を増やす方向で考

えたい。

為替相場が設定されると市場の育成が大切になる。金融についても同じであって、個々の融資は各金融機関の判断に任せるが、健全な市場ができるように調整していく。これからは金利が重要になってくるので、大きな幅を持たせて規制していくと同時に、信用取引を育成するため健全なビル・ブローカーを育てていく必要がある。また、本行がバックアップして、本当に役立つ信用調査機関を設立させたいと考えている。信用調査が完備すれば、手形取引・信用取引が確実になると思う。

現在の情勢から見ると、ここ数か月は特に引締めを行わなくても、通貨は最高発行限度を超えないであろう。今日の安定をそのまま真の安定に持っていき、財政経済の合理化と生産の増加によって自立の基礎を固め、そのうえで外資導入をはかるようにしたい。もっとも、情勢は相当厳しくなるであろう。「九原則」の具体的実施には、一国の体制を挙げて当たらねばならない。

このように本行総裁は、「経済安定九原則」の実施に即応して、厳しい金融政策運営の方向付けを行ったが、連合国最高司令部も1月29日付で「合衆国政府の中間指令に準拠した日本経済安定達成のための計画 (Program to achieve Economic Stabilization in Japan pursuant to Interim Directive of the United States Government)」を作成し、金融面では、①金融引締め政策の強化、②金利引上げの検討、③「預金準備制度」の導入、④融資規制の強化・拡充、⑤「臨時金利調整法」適用範囲の拡張、⑥日本興業銀行の設備資金貸出の促進、⑦復興金融金庫の再編成（資金調達と融資業務の制限）⁽¹²⁾を掲げていた。しかし、「経済安定九原則」がどのように具体化されていくかは、昭和24年2月の段階ではまだ明らかでなく、やがてドッジ・ラインがその全容をあらわにした時、各方面に再び大きな衝撃を与えることになる。

(1) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、323～326ページを参照。

(2) 上掲書第18巻(資料2)、昭和57年、10～12ページを参照。

(3) 上掲書第12巻、339ページ、367ページ。

(4) 上掲書第18巻、376ページを参照。

- (5) 同上、376～380ページを参照。
- (6) 前掲『戦後金融史の思い出』194ページ。
- (7) 日本銀行保有資料。
- (8) 「融資十原則」の内容は次のとおり。
 - ①「優先資金」の運用割合の厳守、②経済再建、経済安定のため緊要な資金に限定、
 - ③融資目的確保、④融資企業の適正価格と賃金との均衡、⑤企業合理化の余地検討、
 - ⑥赤字融資排除、⑦輸出産業育成、⑧手形取引の奨励、⑨資金効率に留意、⑩投機の排除。
- (9) 日本銀行保有資料。
- (10) 日本銀行保有資料『单一為替レート設定にかんする研究』(その六)、昭和23年～24年。
- (11) 日本銀行保有資料、昭和24年2月の本行本支店事務協議会における本行総裁の開会および閉会あいさつ。
- (12) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、357～359ページを参照。

(5) ドッジ・ライン

ドッジ声明

「経済安定九原則」が連合軍最高司令官マッカーサー元帥に指令された日の翌日、昭和23年（1948年）12月11日（アメリカ時間）、トルーマン（Harry S. Truman）アメリカ合衆国大統領は、デトロイト銀行のジョセフ・M・ドッジ（Joseph M. Dodge）頭取に対し、連合軍最高司令官の財政顧問（Financial Adviser）として日本に赴き、「九原則」の実施についてマッカーサー元帥を援助するよう要請した。⁽¹⁾

ドッジ頭取は、連合国軍のドイツ占領開始とともに、軍政部財政部長として通貨改革・銀行改革の立案と実施に当たった経験を有していたが、経済人としては古風な正統的バンカーと評され、堅固な意志を持つ禁欲的勤勉家であり⁽²⁾、古典的な勤儉貯蓄の精神、価格機構に対する信頼、安価な政府への回帰、福祉国家に対する批判がその考え方を貫いていたといわれている。⁽³⁾

ドッジ財政顧問をはじめ7名（連邦準備制度理事会のヤング博士を含む）から成る調査団は、ロイヤル陸軍長官とともに昭和24年2月1日に来日した。日本政

府との本格的折衝は、同月16日の第3次吉田内閣成立後に持ち越され、その間、一行は連合国最高司令部提供の資料に基づいて日本経済の分析と討議を行った。⁽⁴⁾ 次いで2月23日から、日本政府が最高司令部に提出した昭和24年度予算案の検討⁽⁵⁾を開始したが、3月7日、ドッジ財政顧問は内外記者団と会見し、いわゆるドッジ声明を発表してその構想を明らかにした。この声明発表は来日後初めてのもの⁽⁶⁾であり、内外注視の的となつたが、以下はその要点である。

イ、新通貨 (New Currency) について

ドイツではドラスティックな通貨の切捨てを実施したからといって、日本でも、同じように通貨切捨ての計画を作成するとは限らない。ほかに方法があれば、通貨の切捨ては原則として避けるべきである。日本の政府と国民が真剣に、また効果的に、インフレーションの阻止と金融的・経済的安定につながる困難な問題を開拓するならば、通貨の切捨ては必要ないと考える。

ロ、為替相場について

現状を基礎にして単一為替相場を算定することはさして困難でないが、設定した為替相場を維持していくことが重要である。第一義的な目標は、輸入を不当に圧迫することなく、輸出を刺激するような為替相場を設定するとともに、健全で申し分のない結果が得られるように経済の安定を効果的に達成することである。

ハ、インフレーションと安定化について

効果的な安定化にとって必要なことは、あらゆる政策の決定を財政政策の主要手段である政府予算と結び付けることである。インフレーションの「せん」を開くのも政府であるが、その「せん」を閉めねばならぬのもまた政府である。政府にとってその支出を削減することは容易ではないが、支出の削減は行うべきであり、不適当な政策決定を放置しておくことはできない。政府の支出は徴収可能な税金を財源とするものだけに限定されなければならない。政府の投資および支出が生産的であるということは、ごくまれであることを見過ごしてはならぬ。租税によって吸収され、政府により支出される資金の絶対的な必要性およびその優先順位の問題と、その効率的な使用とは、現実に国庫に納め

られた歳入によって政府支出を賄わなければならぬという原則と同様の重要性をもつものである。

健全な経済力の回復は、安定なくしては期待しえない。インフレーション抑制のための再調整とその推進は、長期的な観点から見た日本経済の改善に必要であるだけでなく望ましい。インフレーションによる非現実的なゆがみや混乱を支えるために、力を浪費する余裕はない。インフレーション対策を遷延することは重大な結果を招き、悪い事態が長く続くことになるであろう。

二、アメリカの援助について

日本がアメリカから受けている援助は、アメリカの市民や企業に課せられた税金から出たものであり、いつまでも続くものではない。日本の政府も国民も、自分自身の問題解決のために必要な努力をなさずに、際限なく他国の資源に依存するということはできない。アメリカの援助を今後とも確保し、外国の信用を得るのに好都合な状態をつくりだすには、自立経済の達成を目標としなければならない。日本が他国に従属する国民としてではなく、自立した国民として生きていくためには、より安い生産費でより多く生産し、貯蓄と節約によって資本の蓄積をはかるべきである。輸出の実質的増大をはかるためには、引き続き国内消費を制限し、輸出に重点を指向する必要がある。輸出優先の必要な前には国内経済の復興も拡大も第二義的とならざるをえない。

上述のドッジ声明を貫く論理は次のように要約できる。アメリカの援助に依存して経済の復興をはかるというのではなく、自立する努力をなすべきである。その場合にのみアメリカの援助も継続され、援助は日本経済の復興を促進するうえでネットの追加要因となる。そのためには、国内需要より輸出を優先させ、援助がなくても国際収支が均衡するような態勢をつくりあげなければならない。それにはインフレーションの速やかな収束と単一為替相場の早期設定が必要であるが、設定した為替相場を維持していくためにもインフレーションの収束が必要となる、という考え方であった。ドッジ財政顧問は、「実際はアメリカの援助と補助金の増大、すなわち赤字の増加をあらわすにすぎない生産指数の上昇や輸出の増大を誇示するのは、愚の骨頂である」と語っていたが、この発言は、自立経済の

眞の意味と安定第一主義とを最も強烈に示していた。その意味で、「経済安定九原則」具体化の焦点は「明確に貨幣的安定政策にしばられることになった」といえよう。

「貨幣的安定政策」の中心的手段は財政政策と金融政策であったけれども、ドラスティックな通貨処理を伴うものではなかったという点で、ドッジ財政顧問の構想は「中間安定論の考え方」に近い⁽⁸⁾という意見もあるが、インフレーションの収束——通貨安定策の一挙実施——を第一義とするそのアプローチは、多くの反響を呼んだ。金融界・産業界をはじめ各界とも、全体的な方向としてはドッジ声明に賛意を表しつつも、通貨安定策を一挙に強行すれば、経済的・政治的・社会的に重大な摩擦が生ずるであろうと懸念していた⁽⁹⁾。本行の「特別経済月報」も次のように記している⁽¹⁰⁾。

今般の声明によつて指示された日本経済の安定と自立の方向そのものは何れも首肯せられるところであり、之によつて從来の追加信用投入による生産増加方式は一挙に終止符を打たれるものと思われる。尤もかかる通貨の急速なる安定によつて生ずる企業整備、失業者の発生等の摩擦混乱を如何にして円滑に收拾するか、又国民所得貧弱にして且国民生活の窮迫せる現状に於て、如何にして資本の蓄積を図り生産増加、輸出の振興を実現するか等多々困難なる問題の生起が予想される。然し之等の問題は日本経済が安定と自立に到達するために一度は通過せねばならぬ閑門であり、国民の耐乏、企業の合理化、財政支出の削減、等国民一体の努力と協力によつて乗切らねばならぬが、此の間の摩擦と混乱を最少限度に喰い止める為めに財政、金融各般を通ずる適切且弾力性ある施策が必要であろう。

超均衡予算の編成

「経済安定九原則」の実施を目指すドッジ財政顧問の構想は、まず、昭和24年度予算案に具体化されることになったが、同予算案をめぐる大蔵省とドッジ財政顧問との折衝は難航した。昭和24年3月20日の藏相との極秘会談において、ドッジ財政顧問は予算編成の原則として、①ディス・インフレ予算とする、②現行税法によって最大の歳入を確保する、③補助金を明確にするとともに減額し、累進的に圧縮していく、④物価水準に対する影響を最小限にする、⑤予算に伸縮性を

持たせ、債務の償還、信用の緩和などに充てうるようにする、⑥合理的な資本投資は制限付きで認める、ことを明らかにしたが、中1日置いた同月22日、連合国最高司令部は、総合予算の真の均衡達成という見地から作成した24年度予算案を日本政府に内示した。⁽¹³⁾

この内示案の細目は公表されなかったが、予算の規模と編成方針が報道されたので、経済界は大きな衝撃を受けた。政府与党の選挙公約も履行が難しくなったため、党内の不満も強かった。しかし、政府はほとんど無修正で最高司令部の内示案（いわゆるドッジ予算案）を受け入れることにし、4月4日、第5回特別国会に昭和24年度予算案を提出した。同日の財政演説において蔵相は、予算案の編成に当たっては「従来の一時を糊塗するがごとき方針を一擲し」、第1に、一般会計・特別会計・政府関係諸機関を通じて真に総合的な予算の均衡をはかり、インフレーションを断然抑制する、第2に、アメリカからの援助は明確に区分して、経済復興のため最も効率的に活用する、第3に、輸出補助金の廃止等の措置により、わが国経済の国際経済への参加を着実に推進していく、という大目的をもって予算案を編成したと述べたが、⁽¹⁴⁾ 4月20日、政府原案どおり昭和24年度予算が成立した。⁽¹⁵⁾

昭和24年度予算は、表3-3のように、一般会計において3億円の黒字を計上していただけでなく、特別会計・政府関係機関予算をも含む財政全体の純計予算においても1567億円の黒字となっており、「経済安定九原則」の至上命令であった「総合予算の真の均衡」を十二分に達成していた。それは、財政のしわを金融によせ

るのをやめ、財政の枠の外からは借金をしないという意味において、財政と金融とを画然と分離して両者をすっきりした形にし、財政面からするインフレーションの道を完全に閉ざしたものといえよう。「財政の赤字を金融で賄うとか、あるいは財政でやるべきことを復金債の発行によって調達した資金をもって復興金融

表3-3 昭和24年度総合予算収支表
(単位: 億円)

		金額
歳入	一般会計	7,049
	特別会計	25,050
	政府関係機関	13,140
	合計	45,240
	純計	25,362
歳出	一般会計	7,046
	特別会計	24,769
	政府関係機関	13,140
	合計	44,957
	純計	23,795
	純計 差引き	1,567

(出所) 前掲『現代日本財政史』第3巻、65ページ。

金庫をしてやらせるとか、さらには公定価格改訂ないしは価格差補給金支給までのつなぎとして赤字金融をさせるとか、そうしたいわば財政のシリを金融でねぐわせるやり方が、これで終止符を打たれ、財政資金はすべて租税・官業収入その他財政上の経常歳入をもって賄われることになったのである」。⁽¹⁷⁾

表 3-4 政府および政府関係債務の昭和24年度償還額
(単位:百万円)

区分	総額	償還先	
		日本銀行預金部	市中金融機関
公債償還	3,863		3,863
借入金返済	27,722	27,722	
短期証券償還	585		585
債券償還	1,273	1,273	
復興金融債券の現金償還	32,519		32,519
引受復金交付公債による復興金融債券償還	62,467	56,190	6,277
計	128,429	85,185	43,244

(注)1. 昭和24年3月末の復興金融債券発行残高1091億円のうち、625億円は引受復金交付公債により、141億円は石炭鉱業等から交付公債で回収したものを償還に充当するので、現金償還は残額の325億円となる。

2. 引受復金交付公債とは、復興金融金庫への政府出資中交付公債をもつてするもので、見返資金によって受けないし買入れが行われ、これにより復興金融債券の償還が行われた。

(出所) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第12巻、366ページ。

は発行残高が1091億円に達していた復興金融債券は、年度中に全額償還されたことになったのである。

24年度予算で注目されるもう一つの点は、従来特別会計などで借入金または政府短期証券の発行によって調達していた増加資産見合いの運転資金を、一般会計からの繰入れによって賄おうとしたことである。このようないわゆるインベントリー・ファイナンスのための支出の計上が、一般に注目されるようになったのは翌年度以降のことであるが、24年度予算でも貴金属特別会計の手持貴金属数量の増加に伴う必要運転資金調達のため一般会計からの繰入れ26億円が計上されたほか、これに類似した性格の支出や、後の外国為替資金特別会計に対するインベントリー・ファイナンスの先駆ともみられるような支出も計上されていた。⁽¹⁹⁾

昭和24年度財政運営の特色は、上述のように総合収支の超均衡を実現したことにあるが、それと並んで、積極的な債務償還政策をとったことも挙げられよう。政策としての「債務償還」という言葉の解釈いかんによって、24年度中の債務償還額は異なるが、財政資金をもってする同年度中の債務償還総額は実に1284億円の巨額に上った(表3-4)。24年3月末に

昭和24年度予算は、総合収支で黒字を計上したというにとどまらず、積極的に既往債務を減少させ、また一般会計において、前記インベントリー・ファイナンスのための支出を計上したという意味で、正に「超均衡予算」であった。「総合予算の真の均衡」が、財政と金融とを画然分離するものであったとすれば、超均衡予算は、債務償還政策により、財政が進んで金融を強化する役割を果たそうとするものであり、換言すれば、「前者が、将来に向って財政資金の金融資金への依存、したがってその圧迫をやめる形式を確立したものであるとすれば、後者は、過去において財政資金が金融資金に依存してきたのをこのさい能う限り還元し、これまで財政から金融へよせられてきたシワの累積ができるだけ清算しようとするもの」⁽²⁰⁾であったといわれている。ドッジ財政顧問は、4月15日に24年度予算に関する長文の声明を発表した際、「信用政策」について次のように述べている。⁽²¹⁾

一九四九会計年度の総合均衡予算は見返資金の設定とともに政策が通貨のインフレ的膨脹を促進することなく、その政策を実施しうる手段となるものである。同時にまた運転資金および設備資金に対する産業界の正当な要求に対してインフレに拍車をかけることなく、その要求に応じうる手段ともなり、従つてその効果は信用政策と密接な関係をもつている。見返資金からの産業資金の支出は輸入代金の徵収によつて前もつて計算されている〔引用者注：見返資金については後述〕。しかし予算に組込まれた相殺資金および復金債その他の国債償還によつて、また他方見返資金の設定によつて健全で妥当な信用を拡張するとともに必要かくべからざる資本投下の必要に合致する実質的な手段がここに作り出されたわけである。

復興金融金庫の新規貸出停止

超均衡予算の実現により財政インフレーションの根は断たれたが、その際いわゆる復金インフレの再発防止の徹底化がはかられたのも当然といえよう。もともと復興金融金庫の融資活動に疑惑を抱いていた連合国最高司令部は、すでに昭和24年初めに、わが国の民間金融機関が正常な融資機能を取り戻しつつあるという実情にかんがみ、復興金融金庫の融資を縮小させる条件が整ったと考えていた。⁽²²⁾ 大蔵省内でも、「経済九原則により、健全財政及び健全金融を堅持する方針に則

り、昭和二十四年度に於ては復金融資の面よりするインフレ発生を抑止するものとし」、復興金融金庫の増資および債券発行ができるだけ圧縮するとともに、経済再建上の重要度に応ずる優先順位に基づいて資金計画を策定し、融資の適正化をはかることを検討していた。⁽²³⁾ 既述の2月15日付大蔵省文書「九原則に伴う金融政策」では、復興金融金庫の活動について、①増資しない、②債券発行は市中消化の方法で行う、③貸出は原則として、一般金融機関からの融資を期待することが困難な基礎産業の設備資金の供給に限定する、とされていた。

しかし、ドッジ財政顧問の意見はもっと徹底していた。24年3月1日に行われた蔵相との意見交換の際、復興金融金庫は第2のインフレーション原因となっているのでその運営方法を根本的に改め、貸出能力 (lending power) を凍結 (freeze)⁽²⁴⁾ して回収に専念させるべきであると述べ、さらに同月20日、24年度予算の編成原則と内容について包括的な説明を行い、復興金融債券の全額償還と復興金融金庫の融資停止の方向を示したという。また、24年度予算案の編成に当たって、復興金融金庫の運営につき次のような大綱が示されたと伝えられている。⁽²⁵⁾

イ、復興金融金庫の收支予算は国会の承認を受ける。

ロ、復興金融債券の新規発行は認めない。

ハ、新規貸出は既往貸出の回収予定額75億円の範囲内とし、50億円を予定する。

ニ、既発行の復興金融債券1091億円は24年度中にすべて償還する。

復興金融金庫の融資規模を制限することについては、日本政府・復興金融金庫と連合国最高司令部との間に根本的な意見の対立はなかった。しかし、債券の発行停止は新規融資の事実上の停止を意味し、同金庫の閉鎖につながるものであったので、日本側はこれに反対したが、最高司令部は財政から分離された健全金融主義を主張して譲らなかった。このため、復興金融の融資条件や運営の大綱決定に当たっていた復興金融委員会（24年5月31日に復興金融審議会と改称）は、4月11日、復興金融金庫運営の重点を貸出金の管理回収に置くとする方針を決定した。⁽²⁶⁾ 政府も同金庫運営の重点変更に伴う制度上の改正を実施するため、4月19日に「公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」（法律第27号）を、5月28日には「復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律」（法律第114号）を公布

施行した。両法により、復興金融金庫の収支予算は国会の議決を受けねばならないこと、新規融資を大幅に制限し、復興金融債券の新規発行を停止するのみならず、既発行分は年度内に全額償還することなどの基本方針が確定された。⁽²⁸⁾

このようにして、復金インフレの根源は断ち切られたが、復興金融金庫の融資活動の大幅な抑制に伴い企業の資金繰りは苦しくなり、既往貸出の回収も所期のようにすすまなかった。もともと同金庫の融資は、その性格上返済に長期間を要するものが多いにもかかわらず、貸出に当たって定められた形式上の返済期限等には相当な無理があったので、当初の条件で回収を強行するならば、企業は復興金融金庫からの借入金返済のために資金繰りが逼迫し、新規事業資金の確保が難しくなる。一方、市中銀行は、復興金融金庫に対する借入金返済のための資金を融通することを極力避ける傾向があったうえ、復興金融金庫の回収強行によって企業に対する自行の既往融資がおびやかされることを懸念した。このため、産業界・金融界とも復興金融金庫の融資回収方針の緩和を要望したが、本行も当時の金融情勢や重要産業の育成復興という同金庫設立の趣旨にかんがみ、「企業の実情に即した回収を行うべきで、徒らに回収を強行すべきでないという見解をとり」⁽²⁹⁾、大蔵省および復興金融金庫に対し慎重な取扱い方を申し入れた。

6月2日、復興金融審議会は既往貸出の回収に手心を加える方針を決定したが、連合国最高司令部の意に反する措置であったことは否めない。9月6日、最高司令部経済科学局は「復金に関する計画」と題する覚書を日本政府に提示し、24年「七月三十日現在の復金融資は、一、一五〇億円であり、今迄に満期に来ているもののほんの一部しか回収されていない」、「九原則並にドッジ政策に従つて日本経済を安定させるための大努力にかんがみれば、公共の利益に対しかく無関心なこと及び公の資金の手ぬるい取扱は、継続することを許されない」と述べるとともに、復興金融金庫を事実上閉鎖して、同金庫が行ってきた復興金融を漸次民間金融機関に肩代わりさせることを指示した。復興金融審議会も、10月7日、復興金融金庫の新規融資の完全停止を決議し、同月14日、同金庫の運営は既往融資の合理的な回収を確保することを主眼とする旨の「復金融資の管理回収方針に関する件」を決定した。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾⁽³²⁾

以後、復興金融金庫は管理回収業務に専念することになったが、昭和26年3月31日に「日本開発銀行法」（法律第108号）が公布施行され、「長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業の開発を促進するため、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする」（同法第1条）日本開発銀行が設立されることになったのに伴い、復興金融金庫は27年1月16日に解散し、その権利・義務を日本開発銀行に引き継いだ。⁽³³⁾

米国対日援助見返資金特別会計の設置

前述した昭和24年3月7日の声明においてドッジ財政顧問は、「日本の経済は両足を地につけていないで竹馬にのつているようなもの」であって、「竹馬の片足はアメリカの援助、他方は国内的な補助金の機構である。竹馬の足をあまり高くしすぎると転んで首を折る危険がある、いま直ちにそれを縮めることが必要である」と述べていた。⁽³⁴⁾ 24年度予算の一つの大きな特色は、この竹馬の両足を明るみに出した点にある。

終戦以来、アメリカのわが国に対するガリオア、エロア援助は、食糧・工業原料などの輸入物資の形で供与され、国民生活の維持安定と経済復興に寄与してきた。しかし、この援助物資の国内払下げ代金は、貿易資金特別会計の内部で他の資金と混交して支出されただけでなく、貿易資金の輸出物資買上げならびに輸入物資の売却は、その外貨建て価格とは無関係に国内公定価格によるのを原則とし、輸出レートは円安、輸入レートは円高という複数レート制が採用・維持され、貿易資金が輸出入品に対する価格調整的機能を果たしてきたので、対日援助の実体を正確につかむことができなかった。しかも、ヤング特別使節団報告がいみじくも核心に触れた指摘をしていましたように、巨額の入超にもかかわらず貿易資金特別会計の収支は膨大な赤字を示し、それがインフレーションを促進する重要な一因となっていた。貿易資金の中に隠れていたアメリカの対日援助と価格調整補給金——竹馬の両足——の姿を、はっきりさせようとしたのは当然であった。

連合国最高司令部の24年度予算内示案では、貿易資金特別会計を廃止して米国対日援助見返資金特別会計を設置することになっていたが、24年4月1日付最高

司令部覚書「ガリオアおよびエロアによる輸入の見返り円資金 (Yen Counterpart of GARIOA and EROA Imports)」により、特別会計の改廃は決定的となつた。⁽³⁵⁾ この覚書は次のように述べている。

イ、日本政府は、24年4月1日現在をもって、日本銀行に政府名義で「米国対日援助見返資金 (U.S. Aid Counterpart Fund)」と称する特別勘定を設け、アメリカの供与する対日援助のドル価額に相当する金額を、日本円をもって本勘定に預入するものとする。

ロ、日本政府は、連合軍最高司令官の認可した目的および金額に限り、「見返資金」からの引出しを認められる。

ハ、日本政府は、「見返資金」を使用しようとする場合には、案件ごとに申請書を最高司令官に提出しなければならない。申請に際して日本政府は、国内の通貨金融の安定維持促進、輸出奨励、その他23年12月19日付最高司令官の首相あて書簡に掲げられた諸目的を遂行するため、必要やむをえないものであるかどうかを考慮すべきであり、国債とくに日本銀行、その他金融機関の保有する国債を償還する必要性を十分考慮に入れ、国債償還を公私企業の資本・信用に対する需要に合わせるようにすべきである。

上記の覚書に即応する国内法上の措置として、政府は4月30日に「米国対日援助見返資金特別会計法」(法律第40号)を公布し(昭和24年度予算成立の4月20日にさかのばって施行)、アメリカによる対日援助の見返り円資金をもって「米国対日援助見返資金」を設け、通貨・財政の安定、輸出の促進、その他経済の再建に必要な使途に充てるため、①国債に運用する、②国債償還に関する費途に使用する、③公私の企業に対する資金に運用する、などができることにした。また、4月12日の閣議で「米国対日援助見返資金運営要領」を決定し、「見返資金」の管理には大蔵省が当たり、経済安定本部の策定する運営計画に基づいて資金を運用することにした。⁽³⁶⁾ もっとも、民間企業に対する資金の運用はすべて返済を建前とする金融業務であって、融資の審査・決定から管理・回収まで各種の専門措置を必要としただけでなく、融資の健全性を維持することが要請されたので、民間企業に対する融資については、本行に審査・融資の実行・管理等一連の事務の取

扱いがゆだねられた。

一方、24年4月30日公布（4月20日にさかのぼって施行）の「貿易特別会計法」（法律第41号）により、従来の貿易資金特別会計は貿易特別会計に改められ、アメリカの対日援助物資の売却等に伴う収入は同特別会計に置かれる事業費勘定に受け入れたうえ、米国対日援助見返資金特別会計に繰り入れることになった。さらに、5月28日に「貿易特別会計法」の一部が改正され、貿易特別会計内に「外国為替資金」が設置された際、対日援助物資の取得・処分に関する経理をいっそう明確にするため、事業費勘定から分離して新たに援助物資勘定が設けられた。翌25年3月31日、「米国対日援助物資等処理特別会計法」（法律第65号）が公布され（4月1日施行）、この援助物資勘定は独立の特別会計になった。⁽³⁸⁾

このようにして、援助物資売却による収入は明確に区分整理され、援助物資見返資金に繰り入れられて、経済の安定と再建のための資金として活用されることになったが、もう一つの竹馬の足であった価格調整補給金については、24年度当初予算では、前年度比3.2倍に上る2022億円が計上された。⁽³⁹⁾ その57%（1152億円）は安定帶物資価格調整費であったが、輸入物資価格調整費も833億円（41%）に上った。米国対日援助見返資金特別会計の設置と、後に述べる単一為替相場の設定に伴い、それまでの貿易資金特別会計による「見えざる」輸出入補給金の機構は廃止され、輸出補給金は全廃されたものの、輸入物資について価格調整措置を取らないと、国内物価体系に大きな影響を与えることになるので、重要輸入物資に対してのみ価格調整補給金を存続することにしたためである。しかし、その財源は、一般会計において負担し、これを貿易特別会計に繰り入れ、援助輸入分はさらに同特別会計から見返資金特別会計に繰り入れることになっていた。⁽⁴⁰⁾

上記のように、24年度予算では、価格調整補給金という竹馬の足も赤裸々に露出され、その正体が明らかにされたが、2000億円余の価格調整費を計上したのは、「政府の考え方がインフレ対策に真剣にとりくまず、むしろ公定価格をひきあげるか、もしくはこれをはずすことによって自由経済への歩みをすすめようとしたのにたいし、ドッジが単一為替レート設定との見合において強い価格抑制策をとり、この間、企業の合理化をすすめて国際価格に耐えうる体質をつくること

を企図し、その間のつなぎとして価格調整費を活用する、という構想をもっていたという点に由来する」といわれている。この点についてドッジ財政顧問は、4月15日の声明において次のように語っている。

補給金が予算面に明示されているのはこれによつて補給金支出に対する政府責任の所在を明かにし、かつ補給金を切りつめ、やがてはこれを廃止するための妥当な措置を講じさせるためである。一見これらの補給金は巨額に上るが昨年度と同様本年度も賃金や一般物価にこの補給金制度を適用した場合の額を考えればずつと切りつめられたもので実質的な削減となつており今後もますます切りつめを必要とする。

この補給金制度を広く適用することは異常な措置であり、決して好ましい方法ではない。

- (1) Dodge, Memorandum to Mr. Thurber (Board of Directors, The Detroit Bank), "Concerning Dodge's Appointment as Financial Advisor", December 13, 1948 (前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第20巻所収) 741~743ページを参照。
- (2) 上掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第3巻、410ページ。
- (3) 上掲書第12巻、360ページ。
- (4) 上掲書第3巻、413~414ページ。
- (5) 上掲書第18巻、31~33ページを参照。
- (6) "Statement by Joseph M. Dodge, Finance Adviser to General MacArthur concerning the Japanese Economic Stabilization", March 7, 1949 (前掲『日本占領及び管理重要文書集』第3巻所収) 29~33ページ。その訳文は、前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第18巻、38~40ページに収録されている。
- (7) 上掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第18巻、40ページ。
- (8) 前掲『現代日本財政史』第3巻、47ページ。
- (9) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第10巻、410ページ。
- (10) 詳しくは、日本銀行調査局「今回のドッジ声明に対する反響」(前掲『日本金融史資料』昭和続編第7巻、昭和55年、所収) 510~513ページを参照。
- (11) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和24年3月、649ページ。
- (12) ここでドッジが使用した「ディス・インフレ」ということばはインフレーションを抑制するという意味で、その後昭和24年度に入ってから本行が実施した、デフレ効果の緩和を目的とする政策運営が「ディス・インフレ」政策と呼ばれたのとは全く異なる。
- (13) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第5巻(歳計1)、昭和57年、398~399ページ。
- (14) 昭和24年3月23日付および同月24日付『日本経済新聞』。

- (15) 昭和24年度内示予算案に計算ミスがあり、その訂正に伴う若干の修正が行われた（前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第5巻、407ページ）。
- (16) 大蔵省印刷局編『大蔵大臣財政演説集』同局、昭和47年、588～589ページ。
- (17) 前掲『現代日本財政史』第3巻、78ページ。原文に付されている傍点は省略した。
- (18) 詳しくは同上、83～91ページを参照。
- (19) 同上、82～83ページ、91～92ページ。
- (20) 同上、93～94ページ。
- (21) “Dodge's Statement on the Japanese Budget”, April 15, 1949（前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第20巻所収）769～773ページ。ただし引用の訳文は前掲『朝日經濟年史』昭和24年版、昭和24年、19～20ページによった、以下同じ。
- (22) Supreme Commander for the Allied Powers, *History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan*, vol. 39 'Money and Banking, 1945–June 1951' (Tokyo, 1952), p. 41.
- (23) 大蔵省資料、昭和24年1月5日付の「経済九原則下に於ける復金融資の諸問題」（前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第12巻所収）737～739ページを参照。
- (24) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第5巻、397ページ。
- (25) 同上、398～405ページを参照。
- (26) 日本開発銀行10年史編纂委員会『日本開発銀行10年史』同行、昭和38年、486ページ。
- (27) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第12巻、705～707ページ。
- (28) 同上、707～709ページ。
- (29) 日本銀行保有資料、昭和24年6月10日付、本行資金局長の支店長あて通知「復興金融金庫の貸出債権管理回収方針に関する件」。
- (30) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第12巻、709～710ページを参照。
- (31) 同上、710～713ページを参照。
- (32) 同上、713ページおよび741～743ページを参照。
- (33) 日本開発銀行に承継された復興金融金庫の貸付金は787億円（設備資金705億円、運転資金82億円）であったが、昭和23年度末における同金庫の融資残高は1319億円（設備資金943億円、運転資金376億円）であった（前掲『日本開発銀行10年史』488ページ）。
- (34) 前掲『朝日經濟年史』昭和24年版、15ページ。
- (35) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第20巻、627ページ。
- (36) 見返資金の使途については昭和25年3月31日、「米国対日援助見返資金特別会計法」の一部が改正され「特定の教育事業」が加えられたほか、翌4月1日、法律第82号「連合國軍人等住宅公社法」により同公社資金にも運用された。
- (37) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第18巻、356～357ページを参照。
- (38) 昭和29年3月31日公布・4月1日施行法律第34号「米国対日援助物資等処理特別会計法

等を廃止する法律」により、米国対日援助物資等処理特別会計は廃止された。

- (39) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第10巻、529ページの表5-8を参照。
- (40) 前掲『現代日本財政史』第3巻、134~135ページ。
- (41) 東京大学社会科学研究所編『戦後改革』7(経済改革)、東京大学出版会、昭和49年、20~21ページ。
- (42) 前掲『朝日経済年史』昭和24年版、19ページ。

(6) 単一為替相場の設定

連合国最高司令部の案

単一為替相場設定の問題は、すでに述べたように、単に貿易を中心とする対外取引上の円・ドル換算率を定めるという、技術的な面にとどまるものではなかった。国際価格とはかかわりなく国内公定価格を基準にして、行政ベースで商品別にそれぞれ為替レートが算定される複数為替レート制下にあった当時、複数レートを単一レートに切り換えることは、輸出入補助金(価格調整補給金)の実体をあらわにし、今後におけるこの補助金の取扱い方と、新たに設定される単一為替相場の水準いかんによっては、わが国経済に対し、物価の高騰や輸出の不振など容易ならぬ影響を及ぼすおそれが大きかった。したがって、経済の安定と単一為替相場の設定のいずれを先行させるかは大きな問題となっていたが、「経済安定九原則」の指令により、単一為替相場の早期決定という課題は動かしがたいものとなった。連合国最高司令部も日本政府も、「九原則」を具体化するため来日するドッジ財政顧問の一行によって、単一為替相場の設定が推し進められることになるであろうと判断し、為替相場に関する具体的な検討作業を開始した。

連合国最高司令部経済科学局における為替相場算定の主要担当者の一人であった、外国貿易課(Foreign Trade and Commerce Division)のジェイノー(Seimour J. Janow)は、昭和24年(1949年)1月11日に次のような提案を行った。⁽¹⁾これまでの資料によると、ヤング特別使節団の勧告した単一為替相場の下限(円安)である1ドル・330円でも、24年中の輸出は8割以上が不可能になる

と思われる。輸入の為替レートは1ドル・330円の1本建てでもよいが、輸出については、さしあたり1ドル・330円を円レートの最高にして8本以内の複数レートを採用し、その後、1ドル・330円より円安の輸出為替レートを適用される産業のコストを徹底的に調査して、6か月後に単一為替相場を設定するのが最も適当と考える、というのである。

しかし、24年2月19日付の最高司令部マーカット(William F. Marquat)經濟科学局長のメモによると、⁽²⁾ 同月央ごろには、經濟科学局の大勢は、一部補助金の支給措置を伴う1ドル・330円の単一為替相場を採用するという、以下のような案に傾いていた。

すなわち、ヤング特別使節団は、補助金がなくても輸出の80%を可能にする水準に為替相場を決めるよう勧告していたが、現在の物価に基づいてそのような為替相場を算定すると、1ドル・約420円という水準になってしまい、多くの輸出産業に思い掛けない利益を与えることになる反面、今後の輸出品として期待される鉄鋼船と一部機械の輸出は不可能になる。特別使節団は1ドル・300円の為替相場で、輸出の80%が可能であると考えているが、23年7月に行われた公定価格の改定や、24年度の鉄鋼製品・機械輸出の大幅な増進計画を明らかに考慮していない。以上の諸点にかんがみ、生糸、鉄鋼製品および機械に対しては暫定的に輸出補助金を与えることにして、1ドル・330円の為替相場を採用するならば、24年度中に計画されている輸出品目の83%（ドル価額）は輸出可能と思われる。残り17%の大部分も、合理化の推進、不採算企業の切捨て、利益や流通費用の圧縮によって、価格を引き下げることができるであろう。

輸入については1ドル・330円の為替相場でも、24年度中に補助金なしで3億3150万ドルの輸入が可能である。その88%はこれまで輸入補助金の支給対象になっていたが、補助金の停止に伴う価格の上昇は日本経済全体で吸収できると思う。しかし、食糧、肥料、国内消費用原綿、漁業用纖維、履物用のゴム・皮革、産業・運輸向けの鉄鋼原材料・皮革・ゴム、および石綿に対しては、生計費および工業製品価格に及ぼす過度の影響を回避するため、輸入補助金を与るべきであろう。この点は、食糧と肥料のみに輸入補助金を認めるヤング特別使節団の勧

告と異なるが、上記のような最小限の輸入補助金ですら与えないことにすると、相当大きなインフレーション的影響は避けられないと考える。

このような経済科学局の単一為替相場設定に関する意見は、ヤング特別使節団が勧告した為替相場決定の選択幅（1ドル・270円～330円）のうち、最も円安である1ドル・330円の為替相場を採用しても、わが国経済にとってかなり厳しい影響が出ることを示していたといえよう。ヤング特別使節団の勧告後すでに半年余を経過し、その間、緩慢ながらインフレーションは進行していた。ヤング勧告の内容をそのまま実行しようとすれば、単一為替相場の設定に伴う衝撃は同勧告が想定していたよりも大きくなるをえない状況にあった。

単一為替設定対策審議会の意見

日本政府も、23年夏ごろから経済安定本部を中心にして、単一為替相場の設定に伴う影響について各種の検討作業を進めていた。⁽³⁾たとえば、「K作業」と呼ばれた調査では、1ドル・300円、400円、500円の単一為替相場を想定し、それぞれのケースにつき、為替相場の設定によって各産業の生産コストや賃金がどのように変動するかを算定した結果、1ドル・400円でも輸出の35%～45%は採算不能に陥り、輸入品の円価格は2倍～4倍に上昇し、賃金を40%引き上げる必要があると結論していた。⁽⁴⁾

「R作業」では、為替相場がいかなる水準に決定されようとも、現在の国内物価水準に全く影響を与えないようにするためには、どのくらいの輸出入価格調整金を必要とするか、また、その所要額を貿易資金の黒字で賄うことができるかどうかについて算定が行われたが、どのような水準に為替相場を設定しても貿易資金の黒字では所要の価格調整金を賄いきれず、一般会計からの繰入れが必要であるとしていた。⁽⁵⁾「Z作業」では、単一為替相場について1ドル・300円、330円、350円の三つのケースを想定し、それぞれのケースにつき、貿易資金の黒字から、どの程度の価格調整補給金の支出が可能であり、いかなる産業または物資に補給金を与えるか、したがって、どの産業・物資が単一為替相場設定の影響を全面的に受けることになるか、という試算が行われた。⁽⁶⁾

労働省労働統計調査局の資料は次のように記している。⁽⁷⁾ 1ドル・300円の単一為替相場が設定されたとすると、輸入物資の価格は平均50%上昇し、これを原料とする製品価格が上がるとともに、同製品と競合する国産品価格も上がり、賃金の高騰は避けられないで、物価と賃金の悪循環を招来するであろう。輸出については、このような単一為替相場設定に伴う影響を別にしても、もともと国内価格が割高であるため、1ドル・300円では平均して30%程度の採算割れとなり、大部分が輸出不能となって輸出計画額の6割ほどしか達成できないと思われる。採算の有利な物資も、国内生産が不足しているので輸出増はあまり期待できないであろう。

以上の作業結果から見ると、単一為替相場が1ドル・300円～400円の水準に設定された場合、価格調整補給金なしでは、わが国経済の自立化達成は相当の困難を伴うであろうと思われた。政府は、23年12月28日、単一為替相場設定の準備を進めるための諮問機関として、「単一為替設定対策審議会」を設置することを閣議決定し⁽⁸⁾、同月30日、その第1回会議を開いた。この審議会は24年1月29日までの1か月間に7回にわたって、物価・賃金・財政など各方面から、日本経済の現状に照らして単一為替相場設定に伴う諸対策につき検討を重ねた。

委員としてその審議に加わった本行総裁は、為替相場の設定に当たってまず解決すべき基本的問題は、①国内物価水準を現状の線で維持するのか、引き上げるのか、基本方針を決めること、②国内物価に対する影響を遮断するため補給金が必要であるが、その支出可能額を見極めること、③物価の安定にとって重要な賃金の安定を確保するための具体的措置を定めること、であると提議した。⁽⁹⁾ 審議会の審議は、おおむね賃金問題、価格問題、財政問題の順に進められたが、24年1月25日の第6回会議で下記のような決定をみたようである。⁽¹⁰⁾

イ、為替相場の決定

- (イ) 24年○月を期し適正な輸出入単一為替相場を決定する。
- (ロ) 貿易資金の黒字を財源にして次の為替措置を講ずる。ただし、為替措置に関する貿易資金の黒字使用はできるだけ節減し、経済復興に振り向ける。
 - ① 物価とくに生計費に対する影響度の大きい物資に限り、輸入補助金を交

付する。

- ② 決定した単一為替相場でも成り立つうる見込みのある企業に対してのみ、期限付きで輸出補助金を交付する。

ロ、価格体系の調整

- (イ) やむをえない価格補正は行うが、一般的な物価改定は実施しない。
(ロ) 上記の価格補正の他の商品に及ぼす影響は、できるだけ企業努力等により吸収させる。

ハ、賃金の安定

- (イ) 業種別に国民的基準となる標準賃金を決定する。
(ロ) 現在、標準賃金以上を支払っているものはそのまま据え置くが、それ以上支払う場合および標準賃金以上に支払おうとする場合には、認可制を考慮する。
(ハ) 本措置の対象は、公定価格制定企業で常時一定数以上の従業員を雇用するもの、および特に指定するものとする。
(ヘ) 総合賃金安定審議会（仮称）を設置し、賃金安定の実施につき審議する。

ニ、財政金融の健全化

- (イ) 財政は国民経済力に適応する規模において実質的均衡を堅持する。
(ロ) 価格調整費、終戦処理費、地方配付金等の圧縮をはかるとともに、行政整理を大幅に行う。
(ハ) 企業特別会計の独立採算制を確立するため、経営の合理化、運賃・料金の調整を行う。
(ヘ) 徴税を強化し、税負担の公平と税収増加のため税制を改正する。
(ホ) 復興金融債券の消化限度を守りつつ、復興金融金庫の融資を健全化するとともに、一般金融の効率的運用をはかり、長期設備資金を確保する措置を講ずる。
(ヘ) 新規貯蓄を増強し、通貨の増発は適正な限度にとどめる。

1月29日に開かれた第7回の審議会では、輸入補助金と一部の輸出補助金を暫定的に残すことを条件に、1ドル・350円、3月実施という線で大方の意見がま

とまったく違った。それは、23年末ごろに支配的であった1ドル・300円という水準に比べると50円も円安であり、最高司令部経済科学局の1ドル・330円案よりもさらに20円の円安相場であった。単一為替相場の早期設定を迫られた日本側の苦悩を示すものといえる。

本行の為替相場設定に関する意見

単一為替相場の設定については、本行もいろいろと検討を重ねていたが、24年⁽¹¹⁾2月3日、「単一為替の設定について」と題する意見書を取りまとめた。⁽¹²⁾この意見書は、まず、為替相場設定のためには物価の安定をはからねばならないが、物価安定のためには、インフレーションと統制によって引き起こされた経済諸要素間の不均衡の是正、なかんずく物価と賃金の均衡回復が不可欠であるとし、「経済諸要素間の不均衡」の実情と影響を検討したあと、不均衡是正のための具体的方法について触れ（賃金安定と健全財政・金融を背景とする物価の安定ならびに二重価格の解消、ごく少数の重要物資を除き統制撤廃、主食3合の配給確保など）、最後に、「為替設定に関するその他の問題」として以下のように記していた。

イ、単一為替相場の妥当な水準

現在の公定価格を基準にすれば、為替相場は1ドル・290円から300円程度になるが、この公定価格は、巨額の輸出入補助金および国内補助金によって維持されているものであり、資本消却の余裕のない価格である。このように公定価格の水準自体が極めて不合理であるのみならず、購買力との関係から闇部分が相当広く存在し、その水準は公定価格を大きく上回っている。したがって、物価を基礎にして為替相場を決定する場合でも、1ドル・300円よりかなり円安にしなければ、物価と為替相場とは均衡しないことになるであろう。

上記のような物価の不合理性を考慮すると、為替相場の水準は、最も動かし難い賃金を基準にして決めるのが妥当な方法と考えられる。この方法によれば、適切な為替相場の水準は1ドル・350円ないし400円となるが、わが国の企業におおむね合理化の余地があり、また合理化を強行する必要のあることを考慮して、円の若干の過高評価を加味するならば、1ドル・350円ぐらいが妥当で

あると考える。

ロ、ガリオア資金の利用

わが国は、物資面では、ガリオア援助による輸入で辛うじて国民の最低生活を維持している反面、資金面では、援助額に匹敵する占領費を負担している。したがって、ガリオア援助見返り円資金を財源として利用しないと、財政収支の均衡はほとんど不可能であるので、単一為替相場の設定に当たっては、見返り円資金を国内で利用することを認めてもらう必要がある。

その用途としては、まず、一定範囲の輸出入補助金が挙げられるが、補助金の支給は総合政策が効果をあげるまでの間に限定し、なるべく速やかに廃止すべきである。一般的には、経済再建費ならびに企業合理化に伴う失業救済費への使用を認めてもらうことが必要である。

ハ、原料物資の輸入

単一為替相場のもとで輸出産業の採算を改善し、輸出を促進するための最も重要な条件は、不足原料の輸入を増やすことである。経済の安定を目指すデフレーション政策のもとでも輸出を促進するには、輸入原料に依存する輸出産業を伸ばすという考え方をとることが肝要である。

ニ、過渡的措置

輸入品のうち主食、肥料、鉄、石炭など、当分の間、国内価格の統制を必要とする重要基礎物資に限り、国際価格との差額に対して輸入補助金を交付する必要がある。

単一為替相場が比較的早目に設定される場合は、総合政策が効果をあげるまでのごく短期間に限って、重要輸出品に対してある程度の補助金を与える必要が生ずるであろう。

ホ、外国市場との接触

現状では、いかなる商品がどこで、どのような価格で販売できるかについて、日本側に十分な知識がない。従来のようにコストにかかわりなく輸出できる仕組みのもとでは、十分な知識がなくてもさしたる弊害はなかったが、採算が輸出の能否を決定する単一為替相場のもとでは致命的な問題である。今後は、

日本の業者が海外市場と直接に接触できるようにしなければならない。

単一為替相場の水準は1ドル・350円が妥当であるとする上記意見書の結論は、既述の24年1月6日付本行内部資料「単一為替設定対策」と同一線上にあり、政府の「単一為替設定対策審議会」における大方の意見と同じであった。ヤング特別使節団の勧告した為替相場の水準よりも円安レートでなければ、経済の安定・自立に不可欠な相当程度の輸出を維持できないと判断していたことは注目される。

360円レートの決定

ドッジ財政顧問は、24年3月7日の記者会見で、輸入を不当に圧迫することなく、輸出を促進しうるような為替相場を設定することを考慮していると述べていたが、同月下旬の初めまでには、1ドル・330円の単一為替相場を採用する方針を固めたようである。⁽¹³⁾ 連合軍最高司令官の3月22日付陸軍省あて電信案でもその点がうかがえるが、「国際金融問題に対する国家諮問委員会」（以下、単にNACと呼ぶ）のスタッフ・コミティが、同月25日付でNACに提出したメモランダムによると、連合軍最高司令官はアメリカ本国政府に次のような意見を述べていた。⁽¹⁴⁾ イ、4月1日以降、1ドル・330円の単一為替相場を設定する権限、および、その上下10%の範囲内でこの為替相場を調整する自由裁量権を、連合軍最高司令官に付与するよう要請する。1ドル・330円の為替相場は貿易・為替取引ならびに軍用取引に適用する。本要請はドッジ財政顧問の同意を得ている。

ロ、輸出補助金は廃止するが、国内物価の安定をはかり、1ドル・330円の為替相場を維持するためには、24年度に計画されている輸入の約半分に対して輸入補助金——従来よりは金額は少ない——を引き続き与える必要がある。

ハ、23年12月の物価を基準にすると、1ドル・330円の為替相場で、24年度輸出計画額の80%は採算がとれると思われる。残りの20%はコストの引下げや利益の圧縮が必要である。

ニ、1ドル・330円より円安の為替相場では、現在の物価・賃金体系は混乱に陥るであろう。それを防ぐため補助金を増額すれば、財政収支の均衡を維持する

ことができなくなる。

これらの意見を検討したNACのスタッフ・コミティは批判的であった。連合国最高司令部提案の1ドル・330円という単一為替相場が果たして妥当なものであるかどうかを判断しうる適切な統計その他の資料が添付されていないが、ヤング特別使節団による勧告以降のインフレーションの進行を考慮すると、1ドル・330円では円の過高評価であり、ヤング特別使節団が勧告していた、為替相場設定後の国内物価上昇に対してクッションとなりうる余裕が十分に取られていない。したがって、貿易収支の均衡化を極力図ろうとする最高司令部の抱く目的を達成するためには、為替相場の設定に引き続いてその修正をはからなければならなくなると思われる、というのである。もっとも、スタッフ・コミティも、当初から1ドル・330円より10%円安の単一為替相場を設定するというのであれば、反対すべき理由はないと結論し、NACに対して、連合軍最高司令官の要請に関する諸措置をとるよう提案した。⁽¹⁵⁾

3月29日に開かれたNACは、スタッフ・コミティの提案をほぼそのまま認め、次のことを國務省および陸軍省に勧告することを決定した。⁽¹⁶⁾

- イ、 単一為替相場を設定することは適切な措置であり、アメリカの対外金融政策と一致する。
 - ロ、 単一為替相場は、昭和24年4月1日もしくは同日以降できるだけ早い時期に設定すべきである。為替相場を1ドル・330円に決定すべきであるという連合軍最高司令官の勧告を受け入れる用意はあるものの、NACとしては、それよりも1ドル・360円の水準に決定するよう考慮されることを強く勧告する。
 - ハ、 単一為替相場設定後における相場の変更は、いかなるものであれNACの事前承認を必要とする。為替相場変更の提案があればNACは直ちにその提案を検討する。
- 単一為替相場の水準を1ドル・360円に決定するよう説得されたドッジ財政顧問と連合国最高司令部は、おおむね以下のように考えた。⁽¹⁷⁾

ワシントン側が1ドル・330円ではなく1ドル・360円とするよう強く求めた理由は、主として、国内原料を用いた日本製品の輸出を維持・増大させるととも

に、それによって国内消費に対する抑制圧力を強める必要があると思ったからであろう。1ドル・330円よりかなり円高の為替相場でも輸出可能な一部の輸出品には、1ドル・330円の為替相場は相当の輸出インセンティブになるが、330円より円安の為替相場では合理化を推進するインセンティブを強めることにはならない。もっとも、それを裏付ける最新の統計資料、あるいは信頼できる統計資料はないけれども、円安の為替相場を採用するとなると、輸入補助金を削減することはいっそう困難になるであろう。

問題は、輸出の促進を主要なねらいとする円安レート（1ドル・360円）を受け入れると同時に物価水準の上昇または輸入補助金の増大を容認するか、それとも、ほぼ現在の物価水準で安定させ、補助金の削減・廃止により合理化を推し進め、原材料配分方法の改善を通じて輸出を増大させるか、そのいずれをとるかである。しかし、今後1年～2年の間に廃止することを目標にして、輸入補助金やその他の補助金を漸次大幅に削減する一方、原材料の割当てによって輸出を増大させる有効な計画を立てるということについて、連合国最高司令部内の意見が一致せず、実行できないのであれば、直ちにやるかどうかは別として、円安の為替相場を設定すべきであろう。

上記のような考察の結果、ドッジ財政顧問は1ドル・360円の単一為替相場を採用することにしたが、24年度予算案は330円レートに基づいて積算されていた関係から計算のやり直しが必要であるので、予算案が国会を通過するまで、単一為替相場設定の公表を延期することが望ましい、とワシントンに進言した。

単一為替相場の設定とその影響

24年度予算の成立後、中2日置いた24年4月23日、連合国最高司令部は「日本円に対する公式為替レートの樹立」と題する覚書を日本政府に発した。この覚書の第1項は次のように述べている。⁽¹⁸⁾

日本政府は一九四九年四月二十五日午前零時より一米弗に対し日本円三六〇円の公式
外国為替レートを実施するに必要な措置をとるよう茲に指令する。米国以外の国の通
貨に対するレートは本レートを基準として国際通貨基金に登録されてある当該国通貨

の対米弗比率を以て換算して之を定めるものとする。本レートは許可されて居る外国貿易及為替取引の一切の基準となるものとし、現在軍用レート適用になつてゐる取引も之に依るものとし、又日本安定の為の米国援助見返り資金に対する預入れに際しても亦本レートを適用するものとする。

この単一為替相場を360円とする決定は、政府、本行のいずれにとっても全く予想していなかった事態であったようで、例えばこの問題につき情報をもっとも入手しやすい立場にあった当時の大蔵省官房長渡辺武および大蔵大臣秘書官宮沢喜一がともに後年の回顧談で、当日の朝UP通信の報道で初めてこの決定を知ったが、それはまさに「寝耳に水」であったと、全く同じ表現でそのときの状況を述べている。⁽¹⁹⁾

この決定が発表された同じ4月23日、池田勇人蔵相は単一為替相場の設定に関して、「為替レートが一弗三百六十円と決定されたことは、誠に意義深い」、「我が國経済が急速に国際経済に参加するようその途を開かれたものであり、我々は一日も早くそれに即応する態勢を整備して、このレートの維持に努め、着実なる経済復興を実現しなければならない」旨の談話を発表した。⁽²⁰⁾一万田本行総裁も大要次のような談話を行った。

イ、産業界では早くから1ドル・330円の為替相場を目標に努力してきたが、予想よりやや円安に決まったことは輸出振興上まことに好都合である。

ロ、輸入補給金の増額がむずかしいとすれば、国内物価にはある程度の影響を及ぼすが、物価の改定は行わないという前提で単一為替相場が設定されたとみられるので、その影響を中間で吸収するよう、補給金配分方法の研究や企業の合理化に努めなくてはならない。

ハ、金融政策の面でも、設定された為替相場を維持できるよう、企業の合理化に協力していく。過渡的には市中が警戒して引き締めすぎ、ややデフレ傾向が出るかもしれないが、合理化の見通しがついて万事すっきりすれば、金融はいつそう円滑にいくと思う。

ニ、単一為替相場の設定と絡んで、安定通貨をうんぬんするものがあるが、そのような手段をとらないで安定させようというのが「九原則」のねらいである。

24年4月25日の単一為替相場の実施は、これによってわが国経済が終戦以来の封鎖体制に基づく非合理性から脱して、経済的合理主義の復活をみる段階に達するに至ったことを示すものであった。⁽²²⁾ その意味で、戦後の金融経済史上一つの時期を画する重要な里程碑であったといえるが、それだけに大きな反響を呼んだことはいうまでもない。

単一為替相場の設定に対する各界の反響を要約すると、第1に、その設定時期は早くても24年6、7月ごろであろうと一般に見られていたので、予想外に早く決定されたとして若干戸惑いの感があったものの格別の動搖はなく、むしろ企業合理化の指標が明確になったと好感された。第2に、当初予想されていた1ドル・330円より円安の水準に設定されたことは、今後の為替相場の維持を容易にし、その変更による悪影響を回避することができるとして、好意をもって迎えられた。第3に、一般に、1ドル・360円の為替相場設定により輸出の前途が明るくなったと受け止められた。生糸や鉄鋼船など、現状では輸出は不可能であるとする産業もあったが、それまで円高レートのもとで輸出していた産業（紡績・セメント等）は、360円レートの設定によって利幅が増大すると歓迎し、機械・雑貨・陶磁器などの円安産業も、企業の合理化や操業度の向上等によって大部分は採算がとれると称していた。第4に、金融界では、予想より円安に為替相場が決定されたので、輸入物資引取り資金の増大と輸出関係資金の需要膨張は避けられず、市中金融に相当の圧力がかかることになろうと懸念していた。

1ドル・360円という単一為替相場は、当時予想されていた水準よりも円安であったという点で、上記のように一応安どの念を与えたものの、この為替相場は大体において当時の公定物価水準に見合ったもので、闇物価を含めた実効物価水準からみればかなり円高に設定されており、今後是正を要する物価と賃金との不均衡等を考慮すると、新しい為替相場に日本経済を適応させていくことは相当厳しい課題であった。設定された単一為替相場を維持するためには、「闇物価を全面的に消滅させ」⁽²⁵⁾ 当時の「公定物価水準に帰一させる」必要があった。360円レート下における輸入物価の一般物価水準に対する跳ね返りを、補助金支出と企業努力によって「全面的に遮断することは困難」であり、「七一八%の物価騰貴は

免れない」と見られた。⁽²⁶⁾ 輸入物価の上昇、その一般物価への影響が避けられないことと、360円レートでの輸出可能額は計画の75%~76%程度にとどまると見込まれたのである。「日本経済が新為替レートに耐えうるためには、企業の合理化、労働生産性の向上等一連の施策を一段と強力に推進しなければならない」といわれたのもゆえなしとしない。⁽²⁷⁾

360円レートの堅持

1ドル・360円という単一為替相場に対する最初の試練は、その設定後半年もたたない24年9月に訪れた。同月18日、イギリスがポンドの対ドル相場を大幅に切り下げた(30.5%、1ポンド・4ドル3セント→2ドル80セント)のに追随して、西ヨーロッパ主要国をはじめ20数か国が対ドル為替相場の切下げを実施したので、わが国の主な輸出市場が非ドル地域であった関係から、360円レートを維持する限りわが国の輸出はかなり困難の度を加えるであろうと予想され、一部で円切下げが強く主張されたのである。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

9月19日の午前、大蔵省において蔵相・通産相など関係閣僚等に本行総裁も加わりポンド切下げ対策が協議されたが、その後蔵相は連合国最高司令部の了解を得て、記者会見で円の対ドル為替相場は変更しないと言明した。⁽³⁰⁾ 翌20日、連合軍最高司令官マッカーサー元帥も、円レートは目下のところ(at present)変更しない旨の声明を発表した。「目下のところ」とした理由は明らかでなく、司令部側は、ポンド切下げの結果が判明するまでしばらく様子を見る必要があると述べていたが、25日に最高司令部はワシントンにて、円レートの切下げは賢明ではないとする意見を打電している。⁽³¹⁾ これに対し、ワシントンの国務・財務・陸軍省および連邦準備銀行は、約15%の円切下げ説に傾いていたといわれている。⁽³²⁾⁽³³⁾

そのような状況下の10月8日、本行総裁は最高司令部経済科学局長に対し、現情勢のもとでの円切下げに反対である旨の意見書を提出した。⁽³⁴⁾ この意見書は司令部の見解を支援する形になったが、切下げに反対の理由として、①長年のインフレーションが収束され、1ドル・360円レートを指標として企業合理化の道を踏み出したばかりであるので、いま切下げを実施すると、輸出の振興に役立つより

むしろ企業の合理化努力を緩ませ、やがては再切下げを必要とすることになる、②ポンドはこれまで過高評価されていたのであって、わが国のポンド地域向け主要輸出品である繊維は、ポンド切下げ後も輸出競争力があると考えられる、③仮りに円の切下げが必要であるとしても、企業経営や産業の合理化を徹底的に行い、ポンド切下げの影響などを十分見定めた後でなければ、どの程度の切下げ幅が妥当であるか判断できない、ことを挙げていた。本行総裁の意見が最高司令部の決断にどう響いたか定かでないが、1週間後の10月15日、マッカーサー元帥は、円切下げ問題を詳細に検討した結果、現在の360円レートを変更すべき根拠はない旨の声明を発表した。⁽³⁵⁾ 10月30日に来日したドッジも、現在のところ円レートを切り下げる考えはないと語った。⁽³⁶⁾

こうして360円レートは維持されることになったが、それでも円切下げは不可避とする意見が絶えなかった。しかし本行総裁は、11月7日の本行本支店事務協議会の席上為替相場の問題について触れ、「この点に關聯して井上大蔵大臣が金解禁を堅持されていたことを思い出させられる。……結果においては失敗したと云つてよいが、金輸出解禁をあそこまで堅持されていたことが、その後の日本の輸出貿易に相当貢献したことは見逃してはならない」と述べ、360円レートを堅持すべきであるとの固い決意を表明し、出席者全員に趣旨の徹底をはかった。その後、昭和25年夏から26年春にかけて朝鮮戦争による輸出・特需収入の急増に伴い貿易インフレーションの様相が濃くなった際、円為替相場の切上げ論議が行われ、また27年8月の国際通貨基金への加盟に際しては、改めて現行為替相場の妥当性、切下げの要否が検討されたが、昭和40年代半ばに至り国際収支の黒字基調が定着し、46年12月のスミソニアン合意に基づく変更をみるまで、1ドル=360円の為替相場は20年余にわたって維持されることになる。

- (1) Memorandum, by S.J.Janow, "Comments on the Exchange Rate Paper of January 11, 1949" (前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第20巻所収) 613~617ページ。
- (2) Memorandum(Draft), by W.F.Marquat, Chief, ESS, "Application of Exchange Rate Proposals", February 19, 1949 (上掲書第20巻所収) 617~621ページ。
- (3) 経済企画庁戦後経済史編纂室『戦後経済史』(経済政策編)、大蔵省印刷局、昭和35年、

3. ドッジ・ラインと360円レートの設定

195～200ページを参照。

- (4) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第3巻、428ページ。
- (5) 前掲『戦後経済史』(経済政策編)、198～199ページを参照。
- (6) 同上、199ページおよび前掲『現代日本財政史』第3巻、174ページを参照。
- (7) 上掲『現代日本財政史』第3巻、174～176ページ。
- (8) 昭和23年12月29日付『日本経済新聞』。単一為替設定対策審議会は、首相以下関係閣僚、本行総裁、民間委員等により構成されたトップ・クラスの審議会であった。その議事要約(第1回～第8回)は、前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第18巻、268～287ページに収録されている。
- (9) 上掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第18巻、269ページ。
- (10) 日本銀行保有資料「単一為替設定対策審議会決定要旨(未定稿)」昭和24年1月25日。なお、昭和24年1月26日付『朝日新聞』にもその一部が掲載されている。
- (11) 例えば、日本銀行調査局「単一為替レート設定の物価賃銀に及ぼす影響」、同外事局「一本レートの輸出産業に対する影響」、同調査局「為替レートの決定と農産物の価格」(前掲『日本金融史資料』昭和統編第13巻、昭和58年、所収)322～338ページを参照。
- (12) 日本銀行保有資料「単一為替の設定について」昭和24年2月3日。
- (13) Telegram (Draft), SCAP to Dept. of the Army, "Marquat's Recommendation on Foreign Exchange Rate", March 22, 1949 (前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第20巻所収) 622ページ。
- (14) Memorandum, National Advisory Council Staff Committee to National Advisory Council, "Proposed Single Rate for Japanese Yen and Related Measures", March 25, 1949 (上掲書第20巻所収) 622～624ページ。
- (15) 同上、624ページ。
- (16) National Advisory Council Document No. 88, "Proposed Single Rate of Exchange for Japanese Yen and Related Measures", March 29, 1949 (上掲書第20巻所収) 624ページ。
- (17) Memorandum, J. M. Dodge, "Dodge's Telegram on Foreign Exchange Rate", March 30, 1949 (上掲書第20巻所収) 625～626ページ。
- (18) 上掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第17巻、87ページ。
- (19) 渡辺武「ご苦労さん『360円』」(昭和46年12月20日付『日本経済新聞』)、宮沢喜一「寝耳に水だった1ドル=360円」(『週刊朝日』昭和46年9月15日号) 69ページ。
- (20) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第18巻、292～293ページ。
- (21) 昭和24年4月24日付『日本経済新聞』。
- (22) 前掲「日本銀行特別経済月報」昭和24年4月、660ページを参照。
- (23) 堀江薰雄東京銀行常務(当時)は、単一為替相場の設定について次のように述べてい

た。「この一本レートの設定こそは、さきの二十四年度予算と相並んで、今年度日本経済廻転の基軸をなすものであり、……この両者はドッジ・ラインの具体的表現として今年度日本経済に打込まれた二つの強力な楔であるといいうる」(堀江薰雄「単一為替成立の意義と影響」『エコノミスト』第27年第14号、昭和24年5月11日、7ページ)。

- (24) 日本銀行保有資料、単一為替レート設定に対する反響についての、昭和24年4月～5月の本行各支店報告、ならびに同年5月23日に本店でとりまとめたその要約。
- (25) 日本銀行外国為替局「単一レート設定の影響」昭和24年4月27日（前掲『日本金融史資料』昭和統編第13巻所収）338ページ。
- (26) 同上、339ページ。
- (27) 同上、339ページ。
- (28) 例えば、昭和24年9月20日付『朝日新聞』掲載の座談会「ポンド切下げと日本経済」（上）を参照。
- (29) 例えば、『東洋経済新報』第2392号（昭和24年10月1日）社論「円価切下の時期を誤るな」1ページ。
- (30) 昭和24年9月20日付『朝日新聞』。
- (31) 大蔵省財政史室編『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』東洋経済新報社、昭和58年、384～385ページ。
- (32) Telegram, from SCAP TOKYO JAPAN to DA WASH DC, "Devaluation of Yen", September 25, 1949.
- (33) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第3巻、442ページ。
- (34) H. Ichimada, Governor, The Bank of Japan, to W.F. Marquat, Chief, Economic and Scientific Section, GHQ, SCAP, "Opinion on Japan's Foreign Exchange Rate", October 8, 1949.
- (35) 昭和24年10月16日付『朝日新聞』。
- (36) 昭和24年10月31日付『朝日新聞』。
- (37) 例えば、『東洋経済新報』第2395号（昭和24年10月22日）財界観測「円レートの切下げは不可避」10～11ページ。
- (38) 日本銀行保有資料、昭和24年11月7日の本行本支店事務協議会における本行総裁の開会あいさつ。

(7) ドッジ・ラインの性格

すでに述べたように、昭和24年（1949年）3月20日の藏相との会談において、

ドッジ財政顧問は24年度予算について、「完全にデフレーション的な予算ではないが、ディスインフレーション的な予算とする」と述べていた。⁽¹⁾ ①積極的な債務償還政策により、市中金融機関保有国債が償還されれば、その分だけこれら金融機関の信用供与の基礎が拡大し、貸出の増加が期待されること、②米国対日援助見返資金の設置によって、それまでの復興金融金庫融資に代わる産業資金供給ルートが開かれること、③価格調整補給金の支出をほぼ前年度並みの規模に据え置き、漸減していく方式を採用したことから、超均衡予算の実行に伴うデフレーション的影響を相当程度緩和することができるとドッジは考えたのであろう。

しかし、24年9月15日に全文が発表された『シャウプ使節団日本税制報告書』も指摘しているように、超均衡財政を背景とする積極的な債務償還のメカニズム自体には、市中金融機関の貸出増大を必ず引き起こすという保証はなく、租税の徴収に基づく国債の償還策はデフレーション的性格を帯びていた。⁽²⁾ 米国対日援助見返資金による産業資金の供給についても、見返資金の運用に関してわが国政府の自主性を認められていなかった。価格調整補給金の規模も、ドッジ財政顧問自らが語っていたように、実質的には削減されていた。さらに、1ドル・360円という単一為替相場の水準は、当初の予想より円安であったとはいえ、前述のように、闇価格の存在ならびに物価と賃金の不均衡を考慮すればなお円の過高評価であり、国内物価体系の国際物価体系への調整を実現する過程で、多かれ少なかれデフレーション的影響が出ることは避けられなかった。ドッジ・ラインの実施に伴い「デフレ警戒論が出て来た」⁽³⁾ のもうなづけよう。財政や為替以外の面において、ドッジ・ラインによるデフレーション的影響を少なくするという政策——いわゆるディスインフレ政策——が、取り上げられるに至ったのもやえなしといふ。

24年6月に開かれた本行本支店事務協議会で、本行総裁は次のように述べている。⁽⁴⁾

之までは財政面から通貨が膨脹していたので自然貸出を抑制して在るべき通貨量に抑え通貨の価値を維持するということが主眼であつた。日本銀行としては適正な通貨を市場に流すことが一番必要な使命であつたのであるが、財政面で国債が発行されまた

復金債が発行されて、通貨が膨脹するので本行としては力及ばず如何とも仕方がなかつたのであるがこれが止つた。今後はディスインフレというか、つまりインフレを今日以上に進めないとという考え方であつて通貨面から物価を引下げるということは適当でない。今日の公定物価水準は日本経済安定の基礎となつてゐるのでこれを維持するという見地で通貨政策を進めてゆかねばならぬ。今後物価は企業の合理化と増産によつて引下げて行く。そのためには先にも申した通り今後は財政面からの通貨の収縮が巨額に上るので金融面からこれを補填するという政策をとらざるを得ない。今日のように為替相場が設定されているときは、唯国内の経済情勢からのみでなく国際的なことも考えねばならぬ。その面から考えても企業の合理化と増産が必要であり、これを通貨面から推進めるというのが通貨政策の基本になる。

ドッジ・ラインの実施によって後述のように戦後インフレーションは完全に収束された。わが国と同じく第2次世界大戦の敗戦国として連合国の占領下におかれ、戦後インフレーションの克服のため、ドッジ等の指導のもとに経済安定策が強行され、やがてこれを基盤にわが国とともに華々しい発展を遂げるに至った西ドイツ経済の事例は、わが国の場合と類似するところが多いが、その中で重要な相違もいくつかみられる。ここではそのうち経済安定政策をめぐる2点につき指摘しておきたい。

その一つは、わが国ではドッジ・ラインに基づく経済安定政策が通貨措置を伴わなかったことである。戦後インフレーションの進展過程において、連合国最高司令部の承認のもとに、公定価格が逐次引き上げられ、既述のように昭和21年から23年までの間に少なくとも3回にわたり公定価格体系の全面的な改定が実施された。この結果公定価格の水準は大幅に上昇し、闇物価の上昇率の鈍化と相まって、両者のかい離幅は漸次縮小し（昭和23年秋以降公定価格に対する闇物価の平均倍率は2倍強で推移）、両者を総合した実効物価は公定価格の水準を1割強上回るにすぎなくなっていた（昭和24年4月現在、生産財は1.13倍）。

このような事情を考慮して、為替相場がほぼ公定価格に見合う水準に決定され、前述のように実効物価を公定価格の水準近くまで引き下げるための厳しい努力は要請されたものの、大ざっぱにいえば、おおむね当時の物価水準で経済の安

定化が図られたといえる。このため通貨量の大幅圧縮を目的とする通貨措置はいっさいとられなかつたが、この点戦後の西ドイツでは、戦争終結時の水準で統制価格を据え置く措置がとられており⁽⁶⁾、インフレーションを収束し、経済を安定させるためにドラスティックな通貨措置がとられたのと事情は全く対照的であった。

次に、ドッジ・ラインが実施されてから約1年半の間に経済各面における統制措置が大幅に撤廃された。「経済安定九原則」においては統制色が比較的濃いよううかがわれたが、実際にドッジ・ラインに基づく経済安定政策が展開されたこの期間中に食糧、貿易・為替、金融を除いてはこれまで実施してきた統制はほとんど撤廃され、わが国経済は戦時期以来の長年にわたる統制体制から市場原理に立つ自由経済体制へと急速に移行し、これを基盤として戦後経済の本格的な再建・発展が図られることになった。この点は、西ドイツの場合と同様であるが、注目されるのは、西ドイツでは金融面でも市場原理の導入が比較的急速に進んだのに対し、わが国では法規に基づく規制だけではなくいわゆる行政指導による規制も含めて、金利その他業務・経営各面にわたり戦時期以来の統制色がその後も長期にわたって色濃く温存されたことで、これによって戦後における金融面での重要な特色の一つが形成されたということができよう。

(1) 前掲『対占領軍交渉秘録 渡辺武日記』331ページ。または、渡辺武『占領下の日本財政覚え書』日本経済新聞社、昭和41年、201ページ。

(2) GHQ, SCAP, *Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission*, vol. 1 (Tokyo, 1949), p. 3.

(3) 『エコノミスト』第27年第13号（昭和24年5月1日）「経済時言」6ページ。

(4) 連合国最高司令部の内部には、もともと「経済安定九原則」に反発する動きがあったが、経済科学局の経済計画全般に関する責任者 (Director, Economic Planning) であったファイン (S. M. Fine) 博士は、マーカット経済科学局長に対する24年3月6日付メモのなかで、イタリア経済を引合いに出して、次のように反論していた。経済が全般的に安定しているかどうかということは、経済の健全性を示す最も重要な唯一の指標であるとは限らない。経済の安定化それ自体を目標として追求すべきではなく、生産・貿易水準の引上げと国民の生活水準向上を目標としなければならない、というのである (Memorandum, S. M. Fine to General Marquat, "Inflation vs. Stabilization", March 6, 1949

(前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第20巻所収) 760ページ)。このような最高司令部内の「すっきりしない空気」は早くから日本政府にも伝わっていた(同書第3巻、415ページ)。

(5) 日本銀行保有資料、昭和24年6月22日の本行本支店事務協議会における本行総裁の開会あいさつ。

(6) Deutsche Bundesbank, *Währung und Wirtschaft in Deutschland 1876-1975* (Frankfurt am Main, 1976), p. 421. ドイツ・ブンデスバンク編、呉文二・由良玄太郎監訳『ドイツの通貨と経済——1876~1975年——』上巻、東洋経済新報社、昭和59年、506ページ。